

# 目 次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 業績等の概要	3
2. 営業実績	4
3. 対処すべき課題	5
4. 経営上の重要な契約等	5
5. 研究開発活動	5
第3 設備の状況	6
1. 主要な設備の状況	6
2. 設備の新設、除却等の計画	6
第4 提出会社の状況	7
1. 株式等の状況	7
2. 株価の推移	18
3. 役員等の状況	18
第5 経理の状況	19
1. 中間連結財務諸表等	20
2. 中間財務諸表等	35
第6 提出会社の参考情報	44
第二部 提出会社の保証会社等の情報	45
[ 中間監査報告書 ]	47

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成15年12月12日

【中間会計期間】 第48期中(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)

【会社名】 株式会社 アプラス

【英訳名】 APLUS Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 杉山 淳二

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南船場一丁目17番26号

【電話番号】 (06) 6262-2971 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 上野 栄三

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区南船場四丁目1番9号

【電話番号】 (06) 6245-7956

【事務連絡者氏名】 経理部長 上野 栄三

【縦覧に供する場所】 株式会社 アプラス 東京本部  
(東京都新宿区新小川町4番1号)

株式会社 アプラス 神戸支店  
(神戸市中央区伊藤町111番地 商工中金第一生命神戸ビル7階)

株式会社 大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目6番10号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第46期中	第47期中	第48期中	第46期	第47期
会計期間		自平成13年 4月1日 至平成13年 9月30日	自平成14年 4月1日 至平成14年 9月30日	自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日	自平成13年 4月1日 至平成14年 3月31日	自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日
(1)連結経営指標等						
営業収益	百万円	57,994	50,821	53,198	104,882	106,255
経常利益	百万円	2,640	702	1,958	2,372	2,472
中間(当期)純利益	百万円	1,500	345	605	21,225	706
純資産額	百万円	39,546	45,870	50,311	17,018	45,466
総資産額	百万円	2,080,905	1,877,415	1,854,014	1,850,544	1,870,124
1株当たり純資産額	円	309.64	248.60	318.25	133.26	242.32
1株当たり中間(当期)純利益	円	11.75	5.41	9.49	166.20	11.07
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円		1.31	2.30		2.69
自己資本比率	%	1.9	2.4	2.7	0.9	2.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	45,048	49,334	52,528	85,426	38,617
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	2,864	7,717	3,242	250	6,818
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	10,133	1,888	28,721	112,368	29,854
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	百万円	150,493	130,930	113,921	91,259	93,107
従業員数	人	2,294 ( 921)	2,342 ( 686)	2,015 ( 710)	2,209 ( 895)	2,197 ( 680)
(2)提出会社の経営指標等						
営業収益	百万円	56,866	49,571	53,056	102,407	103,634
経常利益	百万円	2,535	536	1,599	2,545	2,109
中間(当期)純利益	百万円	1,393	210	279	21,181	418
資本金	百万円	32,300	31,150	31,150	32,300	31,150
発行済株式総数						
普通株式	株	127,718,503	63,859,251	63,859,251	127,718,503	63,859,251
優先株式	株		30,000,000	30,000,000		30,000,000
純資産額	百万円	39,141	45,769	48,793	16,702	45,464
総資産額	百万円	2,079,764	1,876,345	1,849,555	1,849,344	1,866,495
1株当たり中間(年間)配当額	円					
自己資本比率	%	1.9	2.4	2.6	0.9	2.4
従業員数	人	2,128 ( 865)	2,154 ( 644)	1,968 ( 707)	2,039 ( 844)	2,026 ( 645)

(注) 1. は損失(または減少)を示しております。

2. 第46期の「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

4. 従業員数欄の( )内は、臨時従業員の平均雇用人員であり、外数であります。

5. 平成14年8月1日付で、株式2株を1株にする株式の併合を行っております。

## 2【事業の内容】

当グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、次の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。なお、平成15年4月1日付で、(株)アプラスプラザおよび(株)アプラスビジネスクレジットを吸収合併いたしました。

名 称	住 所	資 本 金 (百万円)	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関 係 内 容				
					役員の兼任等		資金融資	営業上の 取引	設備の 賃貸借
					兼任 (人)	出向 (人)			
(連結子会社) パシフィック・オート・ トレーディング(株)	埼玉県 川口市	20	卸売業	100.0		3	運転資金 の貸付	業務委託	

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成15年9月30日現在

会 社 名	従 業 員 数 (人)
(株)アプラス	1,968 ( 707 )
アプラスリース(株)	8 ( — )
(株)アプラスビジネスサービス	35 ( 3 )
パシフィック・オート・トレーディング(株)	2 ( — )
DAISHINPAN (CANADA) INC.	2 ( — )
合 計	2,015 ( 710 )

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. ( )内は、臨時従業員の当中間連結会計期間の平均雇用人員であり、外数であります。

### (2) 提出会社の状況

平成15年9月30日現在

従 業 員 数 (人)	1,968 ( 707 )
-------------	---------------

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. ( )内は、臨時従業員の当中間会計期間の平均雇用人員であり、外数であります。

### (3) 労働組合の状況

特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、株価市況の回復等はあったものの、個人消費が依然低迷を続ける等、大変厳しい状況で推移しました。

このような中でグループの中核をなす当社においては、事業ビジョンとして「リテール金融サービス開発企業」を掲げ、昨年度に策定しました第四次中期経営計画『アプラス革新計画 New Challenge』の達成に向けて取り組んできました。当中間連結会計期間においては、この経営計画の達成をより確実なものとするために、「事業の革新」「現場発信のスピード溢れる業務展開」「開発型企業風土への変革」の3つの基本方針に基づく諸施策を実施してきました。

「事業の革新」については、お客さまの多様なニーズにお応えするために、コア事業毎の取扱商品を明確にし各事業を推進するとともに、商品開発および多彩な商品や機能等を複合的に組み合わせた「ソリューション営業」の強化に取り組んできました。具体的には、平成15年4月に当社グループの消費者金融会社であった株式会社アプラスプラザおよび小口の事業者向け金融会社であった株式会社アプラスビジネスクレジットの2社を当社に吸収合併し、子会社で培ったノウハウ等を一元化することにより、カード事業およびファイナンス事業の強化をはかってきました。また、8月には、従来のカード事業を「TSUTAYAアプラスカード」に代表される提携カードを中心とする「カード事業」と、キャッシング専用のローンカードを中心とする「消費者金融事業」に分離しました。商品開発では、信販業界では初となる失業信用費用保険が付帯されたリビングクレジットを商品化する等、商品ラインナップを充実させるとともに、ソリューション営業の一環として加盟店からのニーズの高い集金代行業務等の決済事業の拡充に取り組んできました。

「現場発信のスピード溢れる業務展開」については、営業店舗の形態の見直しを行い、よりソリューション営業を強化できる体制としました。具体的には、従来、営業店で対応していました申込受付や与信等の後方事務処理を担当するクレジットセンターを仙台および船橋の2カ所に新設し、営業店がソリューション営業へより特化できる体制を拡充しました。これによりクレジットセンターは、新設した2カ所に既存の名古屋・福岡を加えた全国4カ所体制となりました。

「開発型企業風土への変革」については、発案した社員が中心となって新商品や新規事業等の開発チームを組成し、新規事業等の開発を積極的に推し進め、開発型企業風土の醸成に取り組んできました。この開発チームからの提案を契機とした新規事業として、平成15年4月10日付で、自動車関連事業会社であるパシフィック・オート・トレーディング株式会社（当社100%出資）を設立しました。

この結果、当中間連結会計期間の業績については、取扱高は、8,335億63百万円（前中間連結会計期間比7.5%増）となりました。営業収益はカード事業および消費者金融事業が好調に推移したことにより531億98百万円（前中間連結会計期間比4.7%増）となり、営業費用は引き続きコスト削減を推し進めたことによる物件費等の減少はありましたが貸倒費用の増加により、全体としては前中間連結会計期間比増加しました。経常利益は持分法適用会社であるフロンティア債権回収株式会社の業績が好調に推移したこと等により19億58百万円（前中間連結会計期間比178.9%増）となりました。中間純利益は厚生年金基金の代行部分の返上による特別利益の計上がありましたが、希望退職者募集等による特別損失の計上や、事業税の一部に外形標準課税が導入されることに伴う実効税率の変更による法人税等調整額の増加により6億5百万円（前中間連結会計期間比75.3%増）となりました。

#### (2) 部門別の状況

##### 総合あっせん部門

カードショッピングを主業務とする当部門については、平成15年4月より当社1社体制にて発行を開始しました「TSUTAYAアプラスカード」およびその他の提携カードの発行枚数が順調に推移したこと等により、営業収益は23億22百万円（前中間連結会計期間比14.0%増）となりました。

##### 個品あっせん部門および信用保証部門

個品あっせん部門と信用保証部門からなるショッピングクレジット事業については、引き続き、与信の厳正化に取り組むとともに、生損保等との提携ローンを推進してきたこと等により、個品あっせん部門の営業収益は90億78百万円（前中間連結会計期間比17.2%減）、信用保証部門の営業収益は165億26百万円（前中間連結会計期間比1.5%増）となりました。

##### 融資部門

カードキャッシングや消費者金融事業であるローンカードを主業務とする当部門については、キャッシング機能付きのクレジットカードの発行枚数が好調に推移したことに加え、新スコアリングシステムの稼働等によりカードキャッシングが好調に推移したこと等により、営業収益は224億63百万円（前中間連結会計期間比26.7%増）となりました。

##### その他部門

集金代行業務を主業務とする当部門については、インターネット関連および賃貸住宅管理マーケット等での大口先の本格稼働等はありませんでしたが、その他の営業収益の減少により、営業収益は24億67百万円（前中間連結会計期間比25.0%減）となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、売上債権の回収等により、前連結会計年度末に比べ208億14百万円増加し、1,139億21百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間に比べ31億94百万円増加し、525億28百万円となりました。この増加の主因は、前中間連結会計期間に比べ、当中間連結会計期間は売上債権の減少、仕入債務の増加によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間に比べ44億75百万円増加し、32億42百万円となりました。この増加の主因は、前中間連結会計期間に比べ、当中間連結会計期間は定期預金の払い戻しによる収入が多かったことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間に比べ268億33百万円減少し、287億21百万円となりました。この減少の主因は、前中間連結会計期間は第三者割当増資の実施による収入があったことによるものです。

## 2【営業実績】

### (1) 部門別営業収益

部 門	金 額 (百万円)	前中間連結会計期間比 (%)
総合あっせん	2,322	114.0
個品あっせん	9,078	82.8
信用保証	16,526	101.5
融資	22,463	126.7
金融収益	340	64.7
その他	2,467	75.0
合 計	53,198	104.7

(注) 1. 部門別営業収益の主な内訳は、次のとおりであります。

総合あっせん および 個品あっせん	.....	利用者手数料、加盟店手数料
信用保証	.....	保証料
融資	.....	利用者手数料
金融収益	.....	受取利息等
その他	.....	リース利益、集金代行手数料、保険代理手数料等

2. 部門別営業収益には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 部門別取扱高

部 門	金 額 (百万円)	前中間連結会計期間比 (%)
総合あっせん	72,934 ( 72,764 )	117.4
個品あっせん	90,761 ( 84,891 )	96.1
信用保証	234,918 ( 207,768 )	100.1
融資	95,238 ( 95,238 )	99.4
その他	339,710	117.8
合 計	833,563	107.5

(注) 1. 部門別取扱高の範囲は、次のとおりであります。

総合あっせん および 個品あっせん	.....	アドオン方式の場合は、クレジット対象額に利用者手数料を加算した金額であります。 リボルビング方式および残債方式の場合は、クレジット対象額であります。
信用保証	.....	アドオン方式の場合は、保証元本に同手数料および保証料を加算した金額であります。 残債方式の場合は、保証元本であります。
融資	.....	アドオン方式の場合は、融資額に利用者手数料を加算した金額であります。 リボルビング方式および残債方式の場合は、融資額であります。
その他	.....	リース料総額、集金代行金額および保険料等であります。

2. ( )内の金額は、元本取扱高であります。

(3) 融資における業種別貸出状況

業 種	前中間連結会計期間末 (平成 14 年 9 月 30 日)			当中間連結会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)		
	貸 出 金 (百万円)	構 成 比 (%)	件 数 (件)	貸 出 金 (百万円)	構 成 比 (%)	件 数 (件)
製造業	7,753	2.1	415	6,640	1.8	296
建設業	7,943	2.1	408	6,385	1.7	311
運輸・通信業	153	0.0	48	50	0.0	35
卸売・小売・飲食店	6,339	1.7	516	5,957	1.6	418
金融・保険業	7,666	2.1	24	7,529	2.0	24
不動産業	51,968	14.0	77	51,537	14.0	70
サービス業	12,974	3.5	603	12,474	3.4	437
個人	276,653	74.5	536,292	278,387	75.5	470,692
合 計	371,453	100.0	538,383	368,963	100.0	472,283

(4) 融資における担保別貸出状況

担 保 の 種 類	前中間連結会計期間末 (平成 14 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)
	貸 出 金 (百万円)	貸 出 金 (百万円)
有価証券	661	407
不動産	149,732	154,837
その他	4,554	4,153
計	154,948	159,398
信用	216,505	209,564
合 計	371,453	368,963

**3 【対処すべき課題】**

今後の経済動向は、引き続き厳しいものと予想されます。また、当業界においても、個人情報保護への取り組み、加盟店管理の強化および貸金業規制法等の関連業法への対応等が必要となってきます。

このような環境下において当社グループは「リテール金融サービス開発企業」の実現に向け、第四次中期経営計画『アプラス革新計画 New Challenge』の達成に全社一丸となって取り組んでいきます。とりわけ営業面では、コア事業の強化およびコア事業の持つそれぞれの機能を複合的に組み合わせ加盟店さまを含むお客さまの多様なニーズにお応えするソリューション営業の一層の推進や新規事業の育成に取り組んでいきます。営業面以外では、コンプライアンスや情報セキュリティの更なる強化をはかるとともに、個人情報の保護や加盟店管理の強化ならびに与信精度の向上等にも取り組んでいきます。

**4 【経営上の重要な契約等】**

該当事項はありません。

**5 【研究開発活動】**

該当事項はありません。

### **第3【設備の状況】**

#### **1【主要な設備の状況】**

主要な設備に重要な異動はありません。

#### **2【設備の新設、除却等の計画】**

該当事項はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種 類	会社が発行する株式の総数 (株)
普通株式	345,437,004
第一回A種優先株式	5,000,000
第一回B種優先株式	10,000,000
第一回C種優先株式	15,000,000
計	375,437,004

##### 【発行済株式】

種 類	中間会計期間末現在発行数 (株) (平成15年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成15年12月12日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内 容
普通株式	63,859,251	63,859,251	(株)大阪証券取引所 (市場第一部)	
第一回 A種優先株式	5,000,000	5,000,000		(注)1
第一回 B種優先株式	10,000,000	10,000,000		(注)2
第一回 C種優先株式	15,000,000	15,000,000		(注)3
計	93,859,251	93,859,251		

(注) 1. 第一回A種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

##### 優先配当金の額

ある営業年度に関する1株当たりの優先配当金(以下「A種優先配当金」という。)の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果A種優先配当金の額が金100円を超える場合は100円とする。

$$A種優先配当金 = 1,000円 \times (A種優先配当率 + 2.00\%)$$

「A種優先配当率」とは、当該営業年度の4月1日および10月1日(以下、併せて「A種優先配当決定基準日」という。)現在におけるそれぞれの日本円TIBORの平均値をいう。

「日本円TIBOR」とは、日本円リファレンス・レート(6ヵ月物)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、A種優先配当決定基準日が銀行休業日の場合は直前営業日をA種優先配当基準日とする。

A種優先配当決定基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヵ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORとする。

日本円TIBORは、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

なお、平成14年8月27日から平成15年3月31日までの間に対する優先配当金については、同期間(両端を含む。)の日数で日割計算した額を支払う。

##### 優先中間配当金の額

A種優先配当金の額の2分の1に相当する額とする。

##### 非累積条項

ある営業年度において、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当はしない。

#### (2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、A種優先株式1株につき1,000円を支払う。

A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 買受けまたは買入消却

当社は、いつでもA種優先株式を買受けまたは利益により買入れて消却することができる。

(4) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、A種優先株主は、平成20年4月1日以降、定時株主総会にA種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、A種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(5) 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

当社は、A種優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(6) 転換予約権

転換を請求し得べき期間

転換を請求し得べき期間は、平成17年9月1日から平成32年8月31日までとする。

転換の条件

A種優先株式は、1株につき下記ア・ないしエ・に定める転換価額により、A種優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

ア. 当初転換価額

150.5円

イ. 転換価額の修正

転換価額は、平成18年9月1日から平成32年8月31日まで、毎年9月1日（以下、それぞれ「修正日」という。）に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、それぞれ「時価算定期間」という。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）（以下「修正後転換価額」という。）に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が75.3円（以下「下限転換価額」という。ただし、下記ウ・により調整される。以下同じ。）を下回る場合には下限転換価額をもって、301.0円（以下「上限転換価額」という。ただし、下記ウ・により調整される。以下同じ。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

ウ. 転換価額の調整

(ア) 転換価額は、平成14年8月27日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、以下の算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整される（以下「調整後転換価額」という。）。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

a. 時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付（株式の分割、転換予約権付株式の転換または新株予約権の行使による場合を除く。）する場合

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降もしくは受渡期日以降または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当社の有する普通株式が含まれる場合、転換価額調整式における「新規発行の普通株式数」に当社が有する当該普通株式の数を含む。

b. 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

c. 時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を発行または交付する場合

調整後転換価額は、その証券の発行日もしくは受渡日にまたは募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行もしくは交付される証券の全額が転換され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降もしくは受渡日以降またはその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行または交付される証券の転換価額がその発行日もしくは受渡日または割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換され得る最初の日の前日に発行され、証券の全額が転換されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

d. 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額（商法第341条ノ15第4項または第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。）が時価を下回ることとなる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

調整後転換価額は、その証券の発行日にまたは募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその発行日または割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行され全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (イ) 本ウ. 項において、「時価」とは、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ウ) 上記 イ. に定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間に ウ. に掲げる転換価額の調整事由が生じた場合には、ウ. の他の規定に従った転換価額の調整に加え、イ. に基づき修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該修正日以降これを適用する。
- (エ) 上記 イ. に定める時価算定期間の間に ウ. に掲げる転換価額の調整事由が生じた場合には、ウ. の他の規定に従った転換価額の調整に加え、イ. に基づき修正された修正後転換価額を調整前転換価額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、当該修正日以降これを適用する。
- (オ) 上記 ウ. (ア) の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、転換価額は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- 合併、資本の減少、自己株式の取得または普通株式の併合により、転換価額の調整を必要とする場合
  - 第 a. 号のほか、当社の株式数の変更または変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、転換価額の調整を必要とする場合
  - 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合
- (カ) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (キ) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。
- (ク) 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当がある場合はその日または株主割当がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (ケ) 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- ウ.(ア) a. の時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付する場合には、当該払込金額または受渡金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額とする。）
  - ウ.(ア) b. の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
  - ウ.(ア) c. の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を発行または交付する場合には、当該転換価額
  - ウ.(ア) d. の新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当たりの発行価額

#### エ. 上限転換価額および下限転換価額の調整

上記 ウ. の規定により転換価額の調整を行う場合には、上限転換価額および下限転換価額についても、「転換価額」を「上限転換価額」または「下限転換価額」に置き換えたうえで転換価額調整式を適用して同様の調整を行い（以下、それぞれ「調整後上限転換価額」または「調整後下限転換価額」という。）、ウ. (オ) の規定により転換価額の調整を行う場合には、上限転換価額および下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、ウ. (ウ) に定める場合には、調整後上限転換価額および調整後下限転換価額は当該修正日以降これを適用する。

#### 転換により発行すべき普通株式数

A種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

転換の請求により発行する株式の内容

当社普通株式

転換請求受付場所

大阪市中央区北浜三丁目5番29号

東京証券代行株式会社 大阪営業所

転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求書およびA種優先株券が前記 に記載する転換請求受付場所の営業時間内に転換請求受付場所に到着したときに発生する。

転換後第1回目の配当

A種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

#### (7) 強制転換

当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったA種優先株式を、平成32年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日（以下「A種優先株式強制転換日」という。）において、取締役会決議により、A種優先株式1株の払込金相当額をA種優先株式強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

強制転換により発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

#### (8) 優先順位

株式会社アプラス第一回A種優先株式、株式会社アプラス第一回B種優先株式および株式会社アプラス第一回C種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

#### (9) 継続保有に関する事項

該当なし

### 2. 第一回B種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

優先配当金の額

ある営業年度に関する1株当たりの優先配当金（以下「B種優先配当金」という。）の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。B種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果B種優先配当金の額が金100円を超える場合は100円とする。

$$B種優先配当金 = 1,000円 \times (B種優先配当率 + 2.00\%)$$

「B種優先配当率」とは、当該営業年度の4月1日および10月1日（以下、併せて「B種優先配当決定基準日」という。）現在におけるそれぞれの日本円TIBORの平均値をいう。

「日本円TIBOR」とは、日本円リファレンス・レート（6ヵ月物）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、B種優先配当決定基準日が銀行休業日の場合は直前営業日をB種優先配当基準日とする。

B種優先配当決定基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6ヵ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORとする。

日本円TIBORは、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

なお、平成14年8月27日から平成15年3月31日までの間に対する優先配当金については、同期間（両端を含む。）の日数で日割計算した額を支払う。

優先中間配当金の額

B種優先配当金の額の2分の1に相当する額とする。

非累積条項

ある営業年度において、B種優先株主またはB種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、B種優先株主またはB種優先登録質権者に対し、B種優先株式1株につき1,000円を支払う。

B種優先株主またはB種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 買受けまたは買入消却

当社は、いつでもB種優先株式を買受けまたは利益により買入れて消却することができる。

(4) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、平成20年4月1日以降、定時株主総会にB種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、B種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(5) 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

当社は、B種優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(6) 転換予約権

転換を請求し得べき期間

転換を請求し得べき期間は、平成19年9月1日から平成34年8月31日までとする。

転換の条件

B種優先株式は、1株につき下記ア・ないしエ・に定める転換価額により、B種優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

ア. 当初転換価額

150.5円

イ. 転換価額の修正

転換価額は、平成20年9月1日から平成34年8月31日まで、毎年9月1日（以下、それぞれ「修正日」という。）に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、それぞれ「時価算定期間」という。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）（以下「修正後転換価額」という。）に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が75.3円（以下「下限転換価額」という。ただし、下記ウ・により調整される。以下同じ。）を下回る場合には下限転換価額をもって、301.0円（以下「上限転換価額」という。ただし、下記ウ・により調整される。以下同じ。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

ウ. 転換価額の調整

(ア) 転換価額は、平成14年8月27日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、以下の算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整される（以下「調整後転換価額」という。）。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

a. 時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付（株式の分割、転換予約権付株式の転換または新株予約権の行使による場合を除く。）する場合

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降もしくは受渡期日以降または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当社の有する普通株式が含まれる場合、転換価額調整式における「新規発行の普通株式数」に当社が有する当該普通株式の数を含む。

b. 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

c. 時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を発行または交付する場合

調整後転換価額は、その証券の発行日もしくは受渡日にまたは募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行もしくは交付される証券の全額が転換され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降もしくは受渡日以降またはその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行または交付される証券の転換価額がその発行日もしくは受渡日または割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換され得る最初の日の前日に発行され、証券の全額が転換されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

d. 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額（商法第341条ノ15第4項または第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。）が時価を下回ることとなる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

調整後転換価額は、その証券の発行日にまたは募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその発行日または割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行され全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (イ) 本ウ. 項において、「時価」とは、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ウ) 上記 イ. に定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間に ウ. に掲げる転換価額の調整事由が生じた場合には、ウ. の他の規定に従った転換価額の調整に加え、イ. に基づき修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該修正日以降これを適用する。
- (エ) 上記 イ. に定める時価算定期間の間に ウ. に掲げる転換価額の調整事由が生じた場合には、ウ. の他の規定に従った転換価額の調整に加え、イ. に基づき修正された修正後転換価額を調整前転換価額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、当該修正日以降これを適用する。
- (オ) 上記 ウ. (ア) の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、転換価額は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- 合併、資本の減少、自己株式の取得または普通株式の併合により、転換価額の調整を必要とする場合
  - 第 a. 号のほか、当社の株式数の変更または変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、転換価額の調整を必要とする場合
  - 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合
- (カ) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (キ) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。
- (ク) 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当がある場合はその日または株主割当がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (ケ) 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- ウ.(ア) a. の時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付する場合には、当該払込金額または受渡金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額とする。）
  - ウ.(ア) b. の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
  - ウ.(ア) c. の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を発行または交付する場合には、当該転換価額
  - ウ.(ア) d. の新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当たりの発行価額

#### エ. 上限転換価額および下限転換価額の調整

上記 ウ. の規定により転換価額の調整を行う場合には、上限転換価額および下限転換価額についても、「転換価額」を「上限転換価額」または「下限転換価額」に置き換えたうえで転換価額調整式を適用して同様の調整を行い（以下、それぞれ「調整後上限転換価額」または「調整後下限転換価額」という。）、ウ. (オ) の規定により転換価額の調整を行う場合には、上限転換価額および下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、ウ. (ウ) に定める場合には、調整後上限転換価額および調整後下限転換価額は当該修正日以降これを適用する。

#### 転換により発行すべき普通株式数

B種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が転換請求のために提出したB種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

転換の請求により発行する株式の内容

当社普通株式

転換請求受付場所

大阪市中央区北浜三丁目5番29号

東京証券代行株式会社 大阪営業所

転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求書およびB種優先株券が前記 に記載する転換請求受付場所の営業時間内に転換請求受付場所に到着したときに発生する。

転換後第1回目の配当

B種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

#### (7) 強制転換

当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったB種優先株式を、平成34年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日（以下「B種優先株式強制転換日」という。）において、取締役会決議により、B種優先株式1株の払込金相当額をB種優先株式強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

強制転換により発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

#### (8) 優先順位

株式会社アプラス第一回A種優先株式、株式会社アプラス第一回B種優先株式および株式会社アプラス第一回C種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

#### (9) 継続保有に関する事項

該当なし

### 3. 第一回C種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

優先配当金の額

ある営業年度に関する1株当たりの優先配当金（以下「C種優先配当金」という。）の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。C種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果C種優先配当金の額が金100円を超える場合は100円とする。

$$\text{C種優先配当金} = 1,000円 \times (\text{C種優先配当率} + 2.00\%)$$

「C種優先配当率」とは、当該営業年度の4月1日および10月1日（以下、併せて「C種優先配当決定基準日」という。）現在におけるそれぞれの日本円TIBORの平均値をいう。

「日本円TIBOR」とは、日本円リファレンス・レート（6ヵ月物）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、C種優先配当決定基準日が銀行休業日の場合は直前営業日をC種優先配当基準日とする。

C種優先配当決定基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6ヵ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORとする。

日本円TIBORは、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

なお、平成14年8月27日から平成15年3月31日までの間に対する優先配当金については、同期間（両端を含む。）の日数で日割計算した額を支払う。

優先中間配当金の額

C種優先配当金の額の2分の1に相当する額とする。

非累積条項

ある営業年度において、C種優先株主またはC種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録質権者に対しては、C種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、C種優先株主またはC種優先登録質権者に対し、C種優先株式1株につき1,000円を支払う。

C種優先株主またはC種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 買受けまたは買入消却

当社は、いつでもC種優先株式を買受けまたは利益により買入れて消却することができる。

(4) 議決権

C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、C種優先株主は、平成20年4月1日以降、定時株主総会にC種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会るときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときから、C種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(5) 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、C種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

当社は、C種優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(6) 転換予約権

転換を請求し得べき期間

転換を請求し得べき期間は、平成21年9月1日から平成36年8月31日までとする。

転換の条件

C種優先株式は、1株につき下記ア・ないしエ・に定める転換価額により、C種優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

ア. 当初転換価額

150.5円

イ. 転換価額の修正

転換価額は、平成22年9月1日から平成36年8月31日まで、毎年9月1日（以下、それぞれ「修正日」という。）に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、それぞれ「時価算定期間」という。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）（以下「修正後転換価額」という。）に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が75.3円（以下「下限転換価額」という。ただし、下記ウ・により調整される。以下同じ。）を下回る場合には下限転換価額をもって、301.0円（以下「上限転換価額」という。ただし、下記ウ・により調整される。以下同じ。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

ウ. 転換価額の調整

(ア) 転換価額は、平成14年8月27日以降、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、以下の算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整される（以下「調整後転換価額」という。）。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

a. 時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付（株式の分割、転換予約権付株式の転換または新株予約権の行使による場合を除く。）する場合

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降もしくは受渡期日以降または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当社の有する普通株式が含まれる場合、転換価額調整式における「新規発行の普通株式数」に当社が有する当該普通株式の数を含む。

b. 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

c. 時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を発行または交付する場合

調整後転換価額は、その証券の発行日もしくは受渡日にまたは募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行もしくは交付される証券の全額が転換され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降もしくは受渡日以降またはその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行または交付される証券の転換価額がその発行日もしくは受渡日または割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換され得る最初の日の前日に発行され、証券の全額が転換されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。



d. 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額（商法第341条ノ15第4項または第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。）が時価を下回ることとなる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合

調整後転換価額は、その証券の発行日にまたは募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその発行日または割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行され全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (イ) 本ウ. 項において、「時価」とは、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ウ) 上記 イ. に定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間に ウ. に掲げる転換価額の調整事由が生じた場合には、ウ. の他の規定に従った転換価額の調整に加え、イ. に基づき修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該修正日以降これを適用する。
- (エ) 上記 イ. に定める時価算定期間の間に ウ. に掲げる転換価額の調整事由が生じた場合には、ウ. の他の規定に従った転換価額の調整に加え、イ. に基づき修正された修正後転換価額を調整前転換価額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、当該修正日以降これを適用する。
- (オ) 上記 ウ. (ア) の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、転換価額は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- 合併、資本の減少、自己株式の取得または普通株式の併合により、転換価額の調整を必要とする場合
  - 第 a. 号のほか、当社の株式数の変更または変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、転換価額の調整を必要とする場合
  - 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合
- (カ) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (キ) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。
- (ク) 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当がある場合はその日または株主割当がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (ケ) 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- ウ.(ア) a. の時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付する場合には、当該払込金額または受渡金額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額とする。）
  - ウ.(ア) b. の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
  - ウ.(ア) c. の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を発行または交付する場合には、当該転換価額
  - ウ.(ア) d. の新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当たりの発行価額

#### エ. 上限転換価額および下限転換価額の調整

上記 ウ. の規定により転換価額の調整を行う場合には、上限転換価額および下限転換価額についても、「転換価額」を「上限転換価額」または「下限転換価額」に置き換えたうえで転換価額調整式を適用して同様の調整を行い（以下、それぞれ「調整後上限転換価額」または「調整後下限転換価額」という。）、ウ. (オ) の規定により転換価額の調整を行う場合には、上限転換価額および下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、ウ. (ウ) に定める場合には、調整後上限転換価額および調整後下限転換価額は当該修正日以降これを適用する。

#### 転換により発行すべき普通株式数

C種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{C種優先株主が転換請求のために提出したC種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

転換の請求により発行する株式の内容

当社普通株式

転換請求受付場所

大阪市中央区北浜三丁目5番29号

東京証券代行株式会社 大阪営業所

転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求書およびC種優先株券が前記 に記載する転換請求受付場所の営業時間内に転換請求受付場所に到着したときに発生する。

転換後第1回目の配当

C種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(7) 強制転換

当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったC種優先株式を、平成36年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日（以下「C種優先株式強制転換日」という。）において、取締役会決議により、C種優先株式1株の払込金相当額をC種優先株式強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

強制転換により発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(8) 優先順位

株式会社アプラス第一回A種優先株式、株式会社アプラス第一回B種優先株式および株式会社アプラス第一回C種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

(9) 継続保有に関する事項

該当なし

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年 9月30日		普通株式 63,859 第一回A種優先株式 5,000 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000		31,150		15,000

## (4) 【大株主の状況】

## 普通株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
三信株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目6番1号	4,083	6.39
株式会社UFJビジネスファイナンス	東京都新宿区西新宿一丁目6番1号	3,906	6.11
株式会社UFJ銀行	名古屋市中区錦三丁目2番24号	3,284	5.14
東洋プロパティ株式会社	大阪市中央区南船場四丁目1番9号	2,676	4.19
UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号	2,241	3.50
今橋地所株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	1,981	3.10
オークラヤ住宅株式会社	東京都新宿区西新宿七丁目8番10号	1,981	3.10
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜二丁目4番6号	1,623	2.54
東洋興業株式会社	大阪市北区南森町一丁目3番19号	1,572	2.46
ティアイエス株式会社	大阪市港区海岸一丁目14番5号	1,538	2.40
計		24,887	38.96

## 優先株式

## ア．第一回A種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社UFJ銀行	名古屋市中区錦三丁目2番24号	5,000	100.00

## イ．第一回B種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社UFJ銀行	名古屋市中区錦三丁目2番24号	10,000	100.00

## ウ．第一回C種優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社UFJ銀行	名古屋市中区錦三丁目2番24号	15,000	100.00

## (5) 【議決権の状況】

### 【発行済株式】

平成15年9月30日現在

区 分	株 式 数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式	第一回A種優先株式 5,000,000		「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。
	第一回B種優先株式 10,000,000		
	第一回C種優先株式 15,000,000		
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 35,000		
完全議決権株式 (その他)	普通株式 63,527,500	127,055	
単元未満株式	普通株式 296,751		一単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	93,859,251		
総株主の議決権		127,055	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式 14,000株(議決権28個)が含まれております。

### 【自己株式等】

平成15年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アプラス	大阪市中央区南船場一丁目17番26号	35,256		35,256	0.03

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が 5,500株(議決権11個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

## 2 【株価の推移】

### 【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月 別	平成15年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	74	88	137	135	120	190
最低 (円)	64	65	82	101	95	117

(注) 最高・最低株価は、(株)大阪証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

## 3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

氏 名	新 役 職 名	旧 役 職 名	異 動 年 月 日
畑 中 美 廣	取締役 執行役員 加盟店部長	取締役 執行役員加盟店部長兼 東京地区統括部長	平成15年11月 4日
北 野 恒 美	取締役 執行役員	取締役 執行役員管理部長	”

(注) 当社では、経営のより迅速な意思決定を行うとともに、業務執行体制の強化をはかるため、執行役員制度を導入しております。なお、前事業年度の有価証券報告書提出後、当半期報告書提出日までの執行役員の変動は次のとおりであります。

氏 名	新 役 職 名	旧 役 職 名	異 動 年 月 日
松 田 義 昭	常務執行役員 開発推進部長兼 開発推進部(大阪)部長	常務執行役員 開発推進部長	平成15年11月 4日
西 沢 恒 一 郎	執行役員	執行役員人事部	平成15年10月 1日

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第47期中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、第48期中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)および当中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間連結財務諸表ならびに第47期中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)および第48期中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間財務諸表について、朝日監査法人により中間監査を受けております。

# 1【中間連結財務諸表等】

## (1)【中間連結財務諸表】

### 【中間連結貸借対照表】

区 分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(資産の部)</b>							
流動資産							
現金及び預金	2	94,375		69,382		87,898	
割賦売掛金	1・ 2	666,103		621,962		666,348	
信用保証割賦売掛金		934,067		962,238		957,896	
その他	2	122,155		147,382		106,721	
貸倒引当金		46,644		55,014		54,212	
流動資産合計		1,770,057	94.3	1,745,951	94.2	1,764,651	94.4
固定資産							
有形固定資産	3	33,388		33,110		33,023	
無形固定資産		8,467		9,185		8,841	
投資その他の資産		127,681		111,208		114,064	
貸倒引当金		62,179		45,441		50,456	
固定資産合計		107,358	5.7	108,062	5.8	105,473	5.6
資産合計		1,877,415	100.0	1,854,014	100.0	1,870,124	100.0
<b>(負債の部)</b>							
流動負債							
支払手形及び買掛金		24,065		23,273		23,418	
信用保証買掛金		934,067		962,238		957,896	
短期借入金	2	461,116		394,584		410,075	
賞与引当金		1,187		1,216		1,173	
その他	2	105,233		151,435		127,628	
流動負債合計		1,525,669	81.3	1,532,749	82.7	1,520,192	81.3
固定負債							
長期借入金	2	301,573		267,090		297,950	
退職給付引当金		2,020		251		2,253	
その他	2	2,279		3,611		4,261	
固定負債合計		305,874	16.3	270,953	14.6	304,465	16.3
負債合計		1,831,544	97.6	1,803,702	97.3	1,824,657	97.6
<b>(少数株主持分)</b>							
少数株主持分							
<b>(資本の部)</b>							
資本金		31,150	1.6	31,150	1.7	31,150	1.7
資本剰余金		15,000	0.8	15,000	0.8	15,000	0.8
利益剰余金		58	0.0	1,025	0.0	419	0.0
その他有価証券評価差額金		581	0.0	1,911	0.1	1,094	0.1
為替換算調整勘定		246	0.0	1,229	0.1	4	0.0
自己株式		3	0.0	4	0.0	4	0.0
資本合計		45,870	2.4	50,311	2.7	45,466	2.4
負債、少数株主持分及び資本合計		1,877,415	100.0	1,854,014	100.0	1,870,124	100.0

【中間連結損益計算書】

区 分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益							
総合あっせん収益		2,037		2,322		4,163	
個品あっせん収益		10,968		9,078		20,467	
信用保証収益		16,276		16,526		33,572	
融資収益		17,723		22,463		40,239	
金融収益							
受取利息		6		5		9	
その他		518		334		767	
金融収益計		525		340		777	
その他の営業収益		3,289		2,467		7,033	
営業収益合計		50,821	100.0	53,198	100.0	106,255	100.0
営業費用							
販売費及び一般管理費							
貸倒引当金繰入額		18,855		21,671		41,033	
従業員給料手当		5,626		5,073		12,200	
賞与引当金繰入額		1,187		1,216		1,173	
支払手数料		4,405		4,864		8,831	
その他		10,611		9,612		20,535	
販売費及び一般管理費計		40,686		42,438		83,773	
金融費用							
支払利息		9,387		8,774		18,616	
その他		162		224		1,596	
金融費用計		9,550		8,998		20,212	
営業費用合計		50,236	98.8	51,436	96.7	103,986	97.9
営業利益		584	1.2	1,761	3.3	2,268	2.1
営業外収益							
持分法投資利益		108		213		224	
雑収入		49		58		112	
営業外収益合計		157	0.3	271	0.5	336	0.3
営業外費用							
雑損失		39		74		132	
営業外費用合計		39	0.1	74	0.1	132	0.1
経常利益		702	1.4	1,958	3.7	2,472	2.3
特別利益							
厚生年金基金代行部分返上 益				2,034			
特別利益合計				2,034	3.8		
特別損失							
特別退職金				1,347			
個人情報流出事故損失				184			
その他				139			
特別損失合計				1,672	3.2		
税金等調整前中間(当期)純 利益		702	1.4	2,320	4.3	2,472	2.3
法人税、住民税及び事業税		77	0.2	66	0.1	169	0.1
法人税等調整額		278	0.5	1,647	3.1	1,596	1.5
中間(当期)純利益		345	0.7	605	1.1	706	0.7

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
区 分	注記 番号	金 額(百万円)	金 額(百万円)	金 額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高			15,000	
資本準備金期首残高		5,024		5,024
資本剰余金増加高				
増資による新株の発行		15,000		15,000
資本剰余金増加高合計		15,000		15,000
資本剰余金減少高				
資本準備金取崩額		5,024		5,024
資本剰余金減少高合計		5,024		5,024
資本剰余金中間期末(期末) 残高		15,000	15,000	15,000
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高			419	
欠損金期首残高		21,462		21,462
利益剰余金増加高				
中間(当期)純利益		345	605	706
資本準備金取崩額		5,024		5,024
減資による欠損金補填額		16,150		16,150
利益剰余金増加高合計		21,520	605	21,882
利益剰余金中間期末(期末) 残高		58	1,025	419



【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
区 分	注記 番号	金 額 (百万円)	金 額 (百万円)	金 額 (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		702	2,320	2,472
減価償却費		2,641	2,535	5,099
固定資産廃棄費		176	78	405
貸倒引当金の増減額(減少：)		4,264	4,213	8,418
退職給付引当金の増減額(減少：)		234	2,002	467
投資有価証券評価損		83	158	1,454
その他の非資金分		89	96	300
投資有価証券売却益		309		309
受取利息及び受取配当金		216	340	467
支払利息		9,387	8,774	18,573
持分法による投資利益		108	213	224
売上債権の増減額(増加：)		37,121	38,082	27,799
仕入債務の増減額(減少：)		12,843	15,722	9,872
その他の資産及び負債の増減額		162	100	959
小計		58,219	61,100	56,062
利息及び配当金の受取額		214	339	492
利息の支払額		8,964	8,786	17,756
法人税等の支払額		135	124	180
営業活動によるキャッシュ・フロー		49,334	52,528	38,617
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		499	499	1,499
有価証券の売却による収入		500	500	1,500
有形固定資産の取得による支出		1,804	787	3,453
有形固定資産の売却による収入		61	43	86
無形固定資産の取得による支出		1,529	1,249	2,800
投資有価証券の取得による支出		420		553
投資有価証券の売却による収入		501		616
定期預金預入れによる支出		4,562		1,868
定期預金払い戻しによる収入			2,691	
その他		36	3,940	1,153
投資活動によるキャッシュ・フロー		7,717	3,242	6,818
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額(減少：)		70,412	15,665	124,173
長期借入れによる収入		141,895	47,263	205,211
長期借入金の返済による支出		123,669	77,949	187,888
増資		30,000		30,000
その他		20,297	17,629	46,996
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,888	28,721	29,854
現金及び現金同等物に係る換算差額		56	249	96
現金及び現金同等物の増減額(減少：)		39,671	20,814	1,848
現金及び現金同等物の期首残高		91,259	93,107	91,259
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		130,930	113,921	93,107

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社数 (2) 主要な連結子会社名	8社 (株)アプラスプラザ (株)アプラスビジネスクレジット アプラスリース(株) (株)アプラスビジネスサービス DAISHINPAN(CANADA) INC.	7社 アプラスリース(株) (株)アプラスビジネスサービス パシフィック・オート・トレーディング(株) DAISHINPAN(CANADA) INC.  当中間連結会計期間の増減 (増加) 1社 会社設立によるもの パシフィック・オート・トレーディング(株) (減少) 2社 会社合併によるもの (株)アプラスプラザ (株)アプラスビジネスクレジット	8社 (株)アプラスプラザ (株)アプラスビジネスクレジット アプラスリース(株) (株)アプラスビジネスサービス DAISHINPAN(CANADA) INC.
2. 持分法の適用に関する事項	持分法を適用した関連会社 1社 フロンティア債権回収(株)	同 左	同 左
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項	連結子会社のうち、DAISHINPAN(CANADA) INC. の中間決算日は6月30日ですが、中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。	同 左	連結子会社のうち、DAISHINPAN(CANADA) INC. の決算日は12月31日ですが、連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準および評価方法 有価証券 ア. 満期保有目的債券 イ. その他有価証券 (ア) 時価のあるもの  (イ) 時価のないもの デリバティブ	償却原価法  中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。 移動平均法による原価法 時価法	同 左  同 左  同 左 同 左	同 左  連結決算日の市場価格等に基づく時価法 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。  同 左 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法 有形固定資産			
ア．貸与資産	リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法を採用しております。	同 左	同 左
イ．その他の有形固定資産	定率法を採用しております。ただし、アプラス東京ビル等の建物及び構築物ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。	同 左	同 左
無形固定資産 (ソフトウェア)	自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(8年)に基づく定額法を採用しております。	同 左	同 左
(3) 重要な引当金の計上基準			
貸倒引当金	一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。	同 左	同 左
賞与引当金	従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	同 左	同 左
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (追加情報) 当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年7月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。 これに伴い当社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
(4) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	本処理に伴い損益に与えた影響額は、特別利益として2,034百万円計上しております。 なお、当中間連結会計期間末における年金資産の返還相当額は、4,703百万円であります。 同 左	同 左
(5) 重要なヘッジ会計の方法	繰延ヘッジを採用しております。 なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。 当社は、為替変動リスクに対して為替予約取引を、金利変動リスクに対して金利オプション取引および金利スワップ取引を選択する方針であり、当中間連結会計期間においては、借入金を対象に金利オプション取引および金利スワップ取引を実施しております。有効性の評価は、借入金の金利変動リスクがヘッジされているかを検証することにより、行っております。	同 左	繰延ヘッジを採用しております。 なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。 当社は、為替変動リスクに対して為替予約取引を、金利変動リスクに対して金利オプション取引および金利スワップ取引を選択する方針であり、当連結会計年度においては、借入金を対象に金利オプション取引および金利スワップ取引を実施しております。有効性の評価は、借入金の金利変動リスクがヘッジされているかを検証することにより、行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)										
(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 収益の計上基準	<p>営業収益の計上は、次の方法によっております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 合 あっせん</td> <td>主として残債方式</td> </tr> <tr> <td>個 品 あっせん</td> <td>主として割賦購入あっせん契約時に計上</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>主として保証契約時に計上</td> </tr> <tr> <td>融 資</td> <td>主として残債方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。</p> <p>残債方式 元本残高に対して所定の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど収益に計上する方法。</p>	部 門	計上方法	総 合 あっせん	主として残債方式	個 品 あっせん	主として割賦購入あっせん契約時に計上	信用保証	主として保証契約時に計上	融 資	主として残債方式	同 左	同 左
部 門	計上方法												
総 合 あっせん	主として残債方式												
個 品 あっせん	主として割賦購入あっせん契約時に計上												
信用保証	主として保証契約時に計上												
融 資	主として残債方式												
消費税等の会計処理	<p>消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p> <p>また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>	同 左	同 左										
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、要求払預金および流動性が高く容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する短期的な投資からなっております。</p>	同 左	同 左										

会計処理方法の変更

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1. 自己株式及び法定準備金取崩等会計			当連結会計年度から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。 これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。 なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部および連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。
2. 1株当たり当期純利益会計			当連結会計年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。 これによる影響はありません。

追加情報

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
自己株式及び法定準備金取崩等会計	当中間連結会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。 これによる当中間連結会計期間の損益に与える影響はありません。 なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部および中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。		

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成 14 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)	前連結会計年度末 (平成 15 年 3 月 31 日)																																																																				
<p>1. 部門別割賦売掛金 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>19,973</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>273,313</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>371,453</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,363</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>666,103</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)個品あっせん部門等に係る割賦利益繰延(6,318 百万円)を控除しております。</p>	部 門	金 額	総合あっせん	19,973	個品あっせん	273,313	融資	371,453	その他	1,363	計	666,103	<p>1. 部門別割賦売掛金 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>16,536</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>234,830</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>368,963</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,632</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>621,962</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)個品あっせん部門等に係る割賦利益繰延(5,054 百万円)を控除しております。</p>	部 門	金 額	総合あっせん	16,536	個品あっせん	234,830	融資	368,963	その他	1,632	計	621,962	<p>1. 部門別割賦売掛金 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>21,265</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>263,347</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>380,131</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,604</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>666,348</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)個品あっせん部門等に係る割賦利益繰延(6,084 百万円)を控除しております。</p>	部 門	金 額	総合あっせん	21,265	個品あっせん	263,347	融資	380,131	その他	1,604	計	666,348																																
部 門	金 額																																																																					
総合あっせん	19,973																																																																					
個品あっせん	273,313																																																																					
融資	371,453																																																																					
その他	1,363																																																																					
計	666,103																																																																					
部 門	金 額																																																																					
総合あっせん	16,536																																																																					
個品あっせん	234,830																																																																					
融資	368,963																																																																					
その他	1,632																																																																					
計	621,962																																																																					
部 門	金 額																																																																					
総合あっせん	21,265																																																																					
個品あっせん	263,347																																																																					
融資	380,131																																																																					
その他	1,604																																																																					
計	666,348																																																																					
<p>2. 担保に供している資産 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金 (定期預金)</td> <td>675</td> </tr> <tr> <td>割賦売掛金</td> <td>145,774</td> </tr> <tr> <td>流動資産(その他)</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>146,464</td> </tr> </tbody> </table> <p>担保付債務 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期借入金</td> <td>37,925</td> </tr> <tr> <td>長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)</td> <td>61,756</td> </tr> <tr> <td>流動負債(その他)</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>129,681</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	現金及び預金 (定期預金)	675	割賦売掛金	145,774	流動資産(その他)	14	計	146,464	科 目	金 額	短期借入金	37,925	長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)	61,756	流動負債(その他)	30,000	計	129,681	<p>2. 担保に供している資産等 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金 (定期預金)</td> <td>673</td> </tr> <tr> <td>割賦売掛金</td> <td>204,536</td> </tr> <tr> <td>流動資産(その他)</td> <td>9,020</td> </tr> <tr> <td>その他(注)</td> <td>2,229</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>216,460</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)未経過リース契約債権であります。</p> <p>担保付債務 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期借入金</td> <td>26,055</td> </tr> <tr> <td>長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)</td> <td>102,119</td> </tr> <tr> <td>流動負債(その他)</td> <td>58,581</td> </tr> <tr> <td>固定負債(その他)</td> <td>1,247</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>188,003</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	現金及び預金 (定期預金)	673	割賦売掛金	204,536	流動資産(その他)	9,020	その他(注)	2,229	計	216,460	科 目	金 額	短期借入金	26,055	長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)	102,119	流動負債(その他)	58,581	固定負債(その他)	1,247	計	188,003	<p>2. 担保に供している資産等 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金 (定期預金)</td> <td>683</td> </tr> <tr> <td>割賦売掛金</td> <td>204,480</td> </tr> <tr> <td>流動資産(その他)</td> <td>7,364</td> </tr> <tr> <td>その他(注)</td> <td>2,899</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>215,428</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)未経過リース契約債権であります。</p> <p>担保付債務 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期借入金</td> <td>34,925</td> </tr> <tr> <td>長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)</td> <td>94,191</td> </tr> <tr> <td>流動負債(その他)</td> <td>56,593</td> </tr> <tr> <td>固定負債(その他)</td> <td>1,805</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>187,516</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	現金及び預金 (定期預金)	683	割賦売掛金	204,480	流動資産(その他)	7,364	その他(注)	2,899	計	215,428	科 目	金 額	短期借入金	34,925	長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)	94,191	流動負債(その他)	56,593	固定負債(その他)	1,805	計	187,516
科 目	金 額																																																																					
現金及び預金 (定期預金)	675																																																																					
割賦売掛金	145,774																																																																					
流動資産(その他)	14																																																																					
計	146,464																																																																					
科 目	金 額																																																																					
短期借入金	37,925																																																																					
長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)	61,756																																																																					
流動負債(その他)	30,000																																																																					
計	129,681																																																																					
科 目	金 額																																																																					
現金及び預金 (定期預金)	673																																																																					
割賦売掛金	204,536																																																																					
流動資産(その他)	9,020																																																																					
その他(注)	2,229																																																																					
計	216,460																																																																					
科 目	金 額																																																																					
短期借入金	26,055																																																																					
長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)	102,119																																																																					
流動負債(その他)	58,581																																																																					
固定負債(その他)	1,247																																																																					
計	188,003																																																																					
科 目	金 額																																																																					
現金及び預金 (定期預金)	683																																																																					
割賦売掛金	204,480																																																																					
流動資産(その他)	7,364																																																																					
その他(注)	2,899																																																																					
計	215,428																																																																					
科 目	金 額																																																																					
短期借入金	34,925																																																																					
長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)	94,191																																																																					
流動負債(その他)	56,593																																																																					
固定負債(その他)	1,805																																																																					
計	187,516																																																																					
<p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 16,369 百万円</p>	<p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 16,224 百万円</p>	<p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 15,790 百万円</p>																																																																				
<p>4. 偶発債務 (1)保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高 271,871 百万円 (2)従業員借入残高 1,815 百万円</p>	<p>4. 偶発債務 (1)保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高 227,148 百万円 (2)従業員借入残高 1,312 百万円</p>	<p>4. 偶発債務 (1)保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高 248,039 百万円 (2)従業員借入残高 1,658 百万円</p>																																																																				
<p>5. ローンカードおよびクレジットカードに附帯するカードキャッシングにおける貸出未実行残高は 848,671 百万円であります。 なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社が任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。</p>	<p>5. ローンカードおよびクレジットカードに附帯するカードキャッシングにおける貸出未実行残高は 1,053,473 百万円であります。 なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社が任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。</p>	<p>5. ローンカードおよびクレジットカードに附帯するカードキャッシングにおける貸出未実行残高は 930,986 百万円であります。 なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社が任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。</p>																																																																				

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)																												
部門別取扱高 (単位:百万円)	部門別取扱高は、「第2 事業の状況 2. 営業実績 (2)部門別取扱高」に 記載のとおりであります。	部門別取扱高 (単位:百万円)																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>62,140 ( 62,015)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>94,449 ( 88,047)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>234,589 (207,723)</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>95,793 ( 95,793)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>288,380</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>775,353</td> </tr> </tbody> </table>	部 門	金 額	総合あっせん	62,140 ( 62,015)	個品あっせん	94,449 ( 88,047)	信用保証	234,589 (207,723)	融資	95,793 ( 95,793)	その他	288,380	計	775,353		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>130,185 (129,900)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>186,407 (173,914)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>481,675 (426,570)</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>176,225 (176,225)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>585,467</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,559,962</td> </tr> </tbody> </table>	部 門	金 額	総合あっせん	130,185 (129,900)	個品あっせん	186,407 (173,914)	信用保証	481,675 (426,570)	融資	176,225 (176,225)	その他	585,467	計	1,559,962
部 門	金 額																													
総合あっせん	62,140 ( 62,015)																													
個品あっせん	94,449 ( 88,047)																													
信用保証	234,589 (207,723)																													
融資	95,793 ( 95,793)																													
その他	288,380																													
計	775,353																													
部 門	金 額																													
総合あっせん	130,185 (129,900)																													
個品あっせん	186,407 (173,914)																													
信用保証	481,675 (426,570)																													
融資	176,225 (176,225)																													
その他	585,467																													
計	1,559,962																													
( )内の金額は、元本取扱高でありま す。		( )内の金額は、元本取扱高でありま す。																												

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金 額との関係
現金及び預金勘定 94,375 百万円	現金及び預金勘定 69,382 百万円	現金及び預金勘定 87,898 百万円
流動資産のその他に 含まれる現金同等物 42,820	流動資産のその他に 含まれる現金同等物 45,417	流動資産のその他に 含まれる現金同等物 8,779
計 137,195	計 114,800	計 96,677
預入期間が3カ月を 超える定期預金 6,264	預入期間が3カ月を 超える定期預金 878	預入期間が3カ月を 超える定期預金 3,570
現金及び現金同等物 の中間期末残高 130,930	現金及び現金同等物 の中間期末残高 113,921	現金及び現金同等物 の期末残高 93,107



## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																								
1.借手側 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 (単位：百万円)	1.借手側 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 (単位：百万円)	1.借手側 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：百万円)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	器具備品	取得価額相当額	92	減価償却累計額相当額	53	中間期末残高相当額	38	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,804</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>1,853</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	器具備品	取得価額相当額	2,804	減価償却累計額相当額	950	中間期末残高相当額	1,853	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,275</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>252</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>2,023</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	器具備品	取得価額相当額	2,275	減価償却累計額相当額	252	期末残高相当額	2,023
科 目	器具備品																									
取得価額相当額	92																									
減価償却累計額相当額	53																									
中間期末残高相当額	38																									
科 目	器具備品																									
取得価額相当額	2,804																									
減価償却累計額相当額	950																									
中間期末残高相当額	1,853																									
科 目	器具備品																									
取得価額相当額	2,275																									
減価償却累計額相当額	252																									
期末残高相当額	2,023																									
(2)未経過リース料中間期末残高相当額 (単位：百万円)	(2)未経過リース料中間期末残高相当額 (単位：百万円)	(2)未経過リース料期末残高相当額 (単位：百万円)																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	16	1年超	22	合 計	39	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>453</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,436</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,890</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	453	1年超	1,436	合 計	1,890	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>459</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,594</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,053</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	459	1年超	1,594	合 計	2,053						
1年以内	16																									
1年超	22																									
合 計	39																									
1年以内	453																									
1年超	1,436																									
合 計	1,890																									
1年以内	459																									
1年超	1,594																									
合 計	2,053																									
(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：百万円)	(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：百万円)	(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：百万円)																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	10	減価償却費相当額	9	支払利息相当額	1	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>269</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	269	減価償却費相当額	245	支払利息相当額	30	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>394</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	394	減価償却費相当額	360	支払利息相当額	47						
支払リース料	10																									
減価償却費相当額	9																									
支払利息相当額	1																									
支払リース料	269																									
減価償却費相当額	245																									
支払利息相当額	30																									
支払リース料	394																									
減価償却費相当額	360																									
支払利息相当額	47																									
(4)減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(4)減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 同 左  同 左	(4)減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 同 左  同 左																								

前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)																								
<p>2. 貸手側</p> <p>(1) 固定資産に含まれるリース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>貸与資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>14,801</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>9,205</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高</td> <td>5,595</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	貸与資産	取得価額	14,801	減価償却累計額	9,205	中間期末残高	5,595	<p>2. 貸手側</p> <p>(1) 固定資産に含まれるリース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>貸与資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>13,227</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>8,243</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高</td> <td>4,984</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	貸与資産	取得価額	13,227	減価償却累計額	8,243	中間期末残高	4,984	<p>2. 貸手側</p> <p>(1) 固定資産に含まれるリース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>貸与資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>14,132</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>8,507</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>5,625</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	貸与資産	取得価額	14,132	減価償却累計額	8,507	期末残高	5,625
科 目	貸与資産																									
取得価額	14,801																									
減価償却累計額	9,205																									
中間期末残高	5,595																									
科 目	貸与資産																									
取得価額	13,227																									
減価償却累計額	8,243																									
中間期末残高	4,984																									
科 目	貸与資産																									
取得価額	14,132																									
減価償却累計額	8,507																									
期末残高	5,625																									
<p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内</td> <td>2,234</td> </tr> <tr> <td>1 年 超</td> <td>4,139</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>6,374</td> </tr> </tbody> </table>	1 年 以 内	2,234	1 年 超	4,139	合 計	6,374	<p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内</td> <td>2,078</td> </tr> <tr> <td>1 年 超</td> <td>3,638</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>5,716</td> </tr> </tbody> </table>	1 年 以 内	2,078	1 年 超	3,638	合 計	5,716	<p>(2) 未経過リース料期末残高相当額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内</td> <td>2,319</td> </tr> <tr> <td>1 年 超</td> <td>4,445</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>6,765</td> </tr> </tbody> </table>	1 年 以 内	2,319	1 年 超	4,445	合 計	6,765						
1 年 以 内	2,234																									
1 年 超	4,139																									
合 計	6,374																									
1 年 以 内	2,078																									
1 年 超	3,638																									
合 計	5,716																									
1 年 以 内	2,319																									
1 年 超	4,445																									
合 計	6,765																									
<p>(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>1,365</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>1,033</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>167</td> </tr> </tbody> </table>	受取リース料	1,365	減価償却費	1,033	受取利息相当額	167	<p>(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>1,241</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>1,008</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>156</td> </tr> </tbody> </table>	受取リース料	1,241	減価償却費	1,008	受取利息相当額	156	<p>(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>2,634</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>1,915</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>327</td> </tr> </tbody> </table>	受取リース料	2,634	減価償却費	1,915	受取利息相当額	327						
受取リース料	1,365																									
減価償却費	1,033																									
受取利息相当額	167																									
受取リース料	1,241																									
減価償却費	1,008																									
受取利息相当額	156																									
受取リース料	2,634																									
減価償却費	1,915																									
受取利息相当額	327																									
<p>(4) 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>(4) 利息相当額の算定方法 同 左</p>	<p>(4) 利息相当額の算定方法 同 左</p>																								
<p>オペレーティング・リース取引</p> <p>1. 借手側 未経過リース料 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>1 年 超</td> <td>2,654</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,938</td> </tr> </tbody> </table>	1 年 以 内	284	1 年 超	2,654	合 計	2,938	<p>オペレーティング・リース取引</p> <p>借手側 未経過リース料 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>1 年 超</td> <td>2,370</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,654</td> </tr> </tbody> </table>	1 年 以 内	284	1 年 超	2,370	合 計	2,654	<p>オペレーティング・リース取引</p> <p>借手側 未経過リース料 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>1 年 超</td> <td>2,512</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,796</td> </tr> </tbody> </table>	1 年 以 内	284	1 年 超	2,512	合 計	2,796						
1 年 以 内	284																									
1 年 超	2,654																									
合 計	2,938																									
1 年 以 内	284																									
1 年 超	2,370																									
合 計	2,654																									
1 年 以 内	284																									
1 年 超	2,512																									
合 計	2,796																									
<p>2. 貸手側 未経過リース料 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1 年 超</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	1 年 以 内	0	1 年 超	0	合 計	0																				
1 年 以 内	0																									
1 年 超	0																									
合 計	0																									

## (有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種 類	前中間連結会計期間末 (平成 14 年 9 月 30 日)			当中間連結会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)			前連結会計年度末 (平成 15 年 3 月 31 日)		
	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	連 結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債・地方債等	1,514	1,514	0	1,514	1,514	0	1,514	1,514	0

## 2. その他有価証券で時価のあるもの

種 類	前中間連結会計期間末 (平成 14 年 9 月 30 日)			当中間連結会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)			前連結会計年度末 (平成 15 年 3 月 31 日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連 結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差 額 (百万円)
株 式	9,560	8,547	1,012	8,190	11,408	3,217	8,190	6,326	1,864
そ の 他	100	101	1						
合 計	9,660	8,648	1,011	8,190	11,408	3,217	8,190	6,326	1,864

## 3. 時価評価されていない主な有価証券

種 類	前中間連結会計期間末 (平成 14 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)	前連結会計年度末 (平成 15 年 3 月 31 日)
	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
関連会社株式	654	983	770
その他有価証券 非上場株式 (店頭売買株式を除く)	2,029	1,976	2,138

## (デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引は、当社のみが行っており、すべてヘッジ会計を適用しているため、開示の対象から除いております。

## (セグメント情報)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>1. 事業の種類別セグメント情報 当社および連結子会社は、総合あっせん、個品あっせん、信用保証、融資等の業務を主に営んでおり、これらの業務は信用供与から回収まで事業の種類、性質等が類似しているため、記載しておりません。</p> <p>2. 所在地別セグメント情報 当中間連結会計期間における全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、記載しておりません。</p> <p>3. 海外売上高 当中間連結会計期間における海外売上高は連結売上高の10%未満のため、記載しておりません。</p>	<p>1. 事業の種類別セグメント情報 同 左</p> <p>2. 所在地別セグメント情報 同 左</p> <p>3. 海外売上高 同 左</p>	<p>1. 事業の種類別セグメント情報 同 左</p> <p>2. 所在地別セグメント情報 当連結会計年度における全セグメントの売上高の合計および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、記載しておりません。</p> <p>3. 海外売上高 当連結会計年度における海外売上高は連結売上高の10%未満のため、記載しておりません。</p>

## (1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)										
1株当たり純資産額	248円 60銭	318円 25銭	242円 32銭										
1株当たり中間(当期)純利益	5円 41銭	9円 49銭	11円 07銭										
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	1円 31銭	2円 30銭	2円 69銭										
	(追加情報) 当中間連結会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。 当社は、平成14年8月1日付で株式2株を1株にする株式の併合を行っております。当該株式の併合が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報につきましては、それぞれ以下のとおりであります。		当社は、平成14年8月1日付で株式2株を1株にする株式の併合を行っております。当該株式の併合が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報につきましては、それぞれ以下のとおりであります。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間連結 会計期間</th> <th>前連結 会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり 純資産額</td> <td>1株当たり 純資産額</td> </tr> <tr> <td>619円28銭</td> <td>266円52銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり 中間純利益</td> <td>1株当たり 当期純損失</td> </tr> <tr> <td>23円49銭</td> <td>332円39銭</td> </tr> </tbody> </table>	前中間連結 会計期間	前連結 会計年度	1株当たり 純資産額	1株当たり 純資産額	619円28銭	266円52銭	1株当たり 中間純利益	1株当たり 当期純損失	23円49銭	332円39銭		前連結会計年度 1株当たり純資産額 266円52銭 1株当たり当期純損失 332円39銭 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 前連結会計年度は、潜在 株式が存在しないため記載 していません。
前中間連結 会計期間	前連結 会計年度												
1株当たり 純資産額	1株当たり 純資産額												
619円28銭	266円52銭												
1株当たり 中間純利益	1株当たり 当期純損失												
23円49銭	332円39銭												

(注) 1株当たり中間(当期)純利益および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益	345 百万円	605 百万円	706 百万円
普通株主に帰属しない金額			
普通株式に係る中間(当期)純利益	345 百万円	605 百万円	706 百万円
期中平均株式数	63,847 千株	63,826 千株	63,841 千株
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額			
普通株式増加数	199,335 千株	199,335 千株	199,335 千株
(うち第一回A種優先株式)	33,222 千株	33,222 千株	33,222 千株
(うち第一回B種優先株式)	66,445 千株	66,445 千株	66,445 千株
(うち第一回C種優先株式)	99,667 千株	99,667 千株	99,667 千株

(注) 転換請求期間が未到来の優先株式に係る普通株式増加数は、当初転換価額で算出しております。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (2)【その他】

該当事項はありません。

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区 分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(資産の部)</b>							
流動資産							
現金及び預金	2	92,730		67,373		85,721	
割賦売掛金	1・ 2	654,587		620,328		655,308	
信用保証割賦売掛金		934,067		962,238		957,896	
その他	2	138,743		152,043		120,794	
貸倒引当金		45,982		54,823		53,482	
流動資産合計		1,774,146	94.6	1,747,161	94.5	1,766,240	94.6
固定資産							
有形固定資産	3	20,809		20,379		20,507	
無形固定資産		8,100		8,939		8,474	
投資その他の資産		134,674		118,058		121,271	
貸倒引当金		61,385		44,983		49,998	
固定資産合計		102,199	5.4	102,394	5.5	100,255	5.4
資産合計		1,876,345	100.0	1,849,555	100.0	1,866,495	100.0
<b>(負債の部)</b>							
流動負債							
支払手形		11,104		10,108		9,740	
買掛金		12,473		12,838		13,210	
信用保証買掛金		934,067		962,238		957,896	
短期借入金	2	461,116		394,584		410,075	
賞与引当金		1,187		1,216		1,173	
その他	2	104,959		150,283		126,470	
流動負債合計		1,524,908	81.3	1,531,269	82.8	1,518,566	81.4
固定負債							
長期借入金	2	301,573		267,090		297,950	
退職給付引当金		2,020		251		2,253	
その他		2,072		2,150		2,260	
固定負債合計		305,667	16.3	269,492	14.6	302,464	16.2
負債合計		1,830,576	97.6	1,800,762	97.4	1,821,031	97.6
<b>(資本の部)</b>							
資本金		31,150	1.6	31,150	1.7	31,150	1.7
資本剰余金							
資本準備金		15,000		15,000		15,000	
資本剰余金合計		15,000	0.8	15,000	0.8	15,000	0.8
利益剰余金							
中間(当期)未処分利益		203		736		412	
利益剰余金合計		203	0.0	736	0.0	412	0.0
その他有価証券評価差額金		581	0.0	1,911	0.1	1,094	0.1
自己株式		3	0.0	4	0.0	4	0.0
資本合計		45,769	2.4	48,793	2.6	45,464	2.4
負債・資本合計		1,876,345	100.0	1,849,555	100.0	1,866,495	100.0

【中間損益計算書】

区 分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益							
総合あっせん収益		2,037		2,322		4,163	
個品あっせん収益		10,968		9,078		20,467	
信用保証収益		16,276		16,526		33,572	
融資収益		16,771		22,530		38,308	
金融収益							
受取利息		6		5		9	
その他		518		334		767	
金融収益計		525		339		777	
その他の営業収益	1	2,992		2,258		6,344	
営業収益合計		49,571	100.0	53,056	100.0	103,634	100.0
営業費用							
販売費及び一般管理費	1	39,508		42,383		81,359	
金融費用							
支払利息		9,387		8,756		18,572	
その他		162		303		1,596	
金融費用計		9,550		9,060		20,169	
営業費用合計		49,059	99.0	51,443	97.0	101,529	98.0
営業利益		511	1.0	1,612	3.0	2,105	2.0
営業外収益		63	0.1	61	0.1	137	0.1
営業外費用		39	0.0	74	0.1	132	0.1
経常利益		536	1.1	1,599	3.0	2,109	2.0
特別利益							
厚生年金基金代行部分返上 益				2,034			
特別利益合計				2,034	3.8		
特別損失							
特別退職金				1,347			
個人情報流出事故損失				184			
その他				139			
特別損失合計				1,672	3.1		
税引前中間(当期)純利益		536	1.1	1,961	3.7	2,109	2.0
法人税、住民税及び事業税		50	0.1	50	0.1	100	0.1
法人税等調整額		276	0.6	1,631	3.1	1,591	1.5
中間(当期)純利益		210	0.4	279	0.5	418	0.4
前期繰越利益(前期繰越 損失)		16,156		412		16,156	
減資による繰越損失補填額		16,150				16,150	
合併に伴う未処分利益受入 額				44			
中間(当期)未処分利益		203		736		412	

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法			
(1) 有価証券			
満期保有目的債券	償却原価法	同 左	同 左
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法	同 左	同 左
その他有価証券			
ア. 時価のあるもの	中間決算日の市場価格等に基づく時価法 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。	同 左	決算日の市場価格等に基づく時価法 なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
イ. 時価のないもの	移動平均法による原価法	同 左	同 左
(2) デリバティブ	時価法	同 左	同 左
2. 固定資産の減価償却の方法			
(1) 有形固定資産			
貸与資産	リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法を採用しております。	同 左	同 左
その他の有形固定資産	定率法を採用しております。ただし、アプラス東京ビル等の建物及び構築物ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。	同 左	同 左
(2) 無形固定資産 (ソフトウェア)	自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(8年)に基づく定額法を採用しております。	同 左	同 左
3. 引当金の計上基準			
(1) 貸倒引当金	一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。	同 左	同 左
(2) 賞与引当金	従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	同 左	同 左

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
(3) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。 (追加情報) 当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成 15 年 7 月 25 日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。 これに伴い当社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13号)第 47 - 2 項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。 本処理に伴い損益に与えた影響額は、特別利益として 2,034 百万円計上しております。 なお、当中間期末における年金資産の返還相当額は、4,703 百万円であります。	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
4 . リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左



	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)										
5. ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジを採用しております。 なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。 当社は、為替変動リスクに対して為替予約取引を、金利変動リスクに対して金利オプション取引および金利スワップ取引を選択する方針であり、当中間期においては、借入金を対象に金利オプション取引および金利スワップ取引を実施しております。有効性の評価は、借入金の金利変動リスクがヘッジされているかを検証することにより、行っております。	同 左	繰延ヘッジを採用しております。 なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。 当社は、為替変動リスクに対して為替予約取引を、金利変動リスクに対して金利オプション取引および金利スワップ取引を選択する方針であり、当期においては、借入金を対象に金利オプション取引および金利スワップ取引を実施しております。有効性の評価は、借入金の金利変動リスクがヘッジされているかを検証することにより、行っております。										
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項													
(1) 収益の計上基準	営業収益の計上は、次の方法によっております。 <table border="1" data-bbox="491 1086 766 1411"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 合 あっせん</td> <td>主として残債方式</td> </tr> <tr> <td>個 品 あっせん</td> <td>主として割賦購入あっせん 契約時に計上</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>主として保証契約時に計上</td> </tr> <tr> <td>融 資</td> <td>主として残債方式</td> </tr> </tbody> </table>	部 門	計上方法	総 合 あっせん	主として残債方式	個 品 あっせん	主として割賦購入あっせん 契約時に計上	信用保証	主として保証契約時に計上	融 資	主として残債方式	同 左	同 左
部 門	計上方法												
総 合 あっせん	主として残債方式												
個 品 あっせん	主として割賦購入あっせん 契約時に計上												
信用保証	主として保証契約時に計上												
融 資	主として残債方式												
(2) 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。 また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。	同 左	同 左										

会計処理方法の変更

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1. 自己株式及び法定準備金取崩等会計			当期から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。これによる当期の損益に与える影響はありません。 なお、財務諸表等規則の改正により、当期における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。
2. 1株当たり当期純利益会計			当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。これによる影響はありません。

追加情報

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
自己株式及び法定準備金取崩等会計	当中間期から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。 これによる当中間期の損益に与える影響はありません。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間期における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。		

注記事項  
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成 14 年 9 月 30 日)	当中間会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)	前事業年度末 (平成 15 年 3 月 31 日)																																																												
<p>1. 部門別割賦売掛金 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>19,973</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>273,313</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>361,300</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>654,587</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)個品あっせん部門等に係る割賦利益繰延(6,264 百万円)を控除しております。</p>	部 門	金 額	総合あっせん	19,973	個品あっせん	273,313	融資	361,300	計	654,587	<p>1. 部門別割賦売掛金 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>16,536</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>234,830</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>368,961</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>620,328</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)個品あっせん部門等に係る割賦利益繰延(4,981 百万円)を控除しております。</p>	部 門	金 額	総合あっせん	16,536	個品あっせん	234,830	融資	368,961	計	620,328	<p>1. 部門別割賦売掛金 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>21,265</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>263,347</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>370,695</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>655,308</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)個品あっせん部門等に係る割賦利益繰延(6,011 百万円)を控除しております。</p>	部 門	金 額	総合あっせん	21,265	個品あっせん	263,347	融資	370,695	計	655,308																														
部 門	金 額																																																													
総合あっせん	19,973																																																													
個品あっせん	273,313																																																													
融資	361,300																																																													
計	654,587																																																													
部 門	金 額																																																													
総合あっせん	16,536																																																													
個品あっせん	234,830																																																													
融資	368,961																																																													
計	620,328																																																													
部 門	金 額																																																													
総合あっせん	21,265																																																													
個品あっせん	263,347																																																													
融資	370,695																																																													
計	655,308																																																													
<p>2. 担保に供している資産 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金 (定期預金)</td> <td>675</td> </tr> <tr> <td>割賦売掛金</td> <td>145,774</td> </tr> <tr> <td>流動資産(その他)</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>146,464</td> </tr> </tbody> </table> <p>担保付債務 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期借入金</td> <td>37,925</td> </tr> <tr> <td>長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)</td> <td>61,756</td> </tr> <tr> <td>流動負債(その他)</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>129,681</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	現金及び預金 (定期預金)	675	割賦売掛金	145,774	流動資産(その他)	14	計	146,464	科 目	金 額	短期借入金	37,925	長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)	61,756	流動負債(その他)	30,000	計	129,681	<p>2. 担保に供している資産 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金 (定期預金)</td> <td>673</td> </tr> <tr> <td>割賦売掛金</td> <td>204,536</td> </tr> <tr> <td>流動資産(その他)</td> <td>9,020</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>214,230</td> </tr> </tbody> </table> <p>担保付債務 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期借入金</td> <td>26,055</td> </tr> <tr> <td>長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)</td> <td>102,119</td> </tr> <tr> <td>流動負債(その他)</td> <td>57,600</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>185,774</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	現金及び預金 (定期預金)	673	割賦売掛金	204,536	流動資産(その他)	9,020	計	214,230	科 目	金 額	短期借入金	26,055	長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)	102,119	流動負債(その他)	57,600	計	185,774	<p>2. 担保に供している資産 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金 (定期預金)</td> <td>683</td> </tr> <tr> <td>割賦売掛金</td> <td>204,480</td> </tr> <tr> <td>流動資産(その他)</td> <td>7,364</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>212,528</td> </tr> </tbody> </table> <p>担保付債務 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期借入金</td> <td>34,925</td> </tr> <tr> <td>長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)</td> <td>94,191</td> </tr> <tr> <td>流動負債(その他)</td> <td>55,500</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>184,616</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	現金及び預金 (定期預金)	683	割賦売掛金	204,480	流動資産(その他)	7,364	計	212,528	科 目	金 額	短期借入金	34,925	長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)	94,191	流動負債(その他)	55,500	計	184,616
科 目	金 額																																																													
現金及び預金 (定期預金)	675																																																													
割賦売掛金	145,774																																																													
流動資産(その他)	14																																																													
計	146,464																																																													
科 目	金 額																																																													
短期借入金	37,925																																																													
長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)	61,756																																																													
流動負債(その他)	30,000																																																													
計	129,681																																																													
科 目	金 額																																																													
現金及び預金 (定期預金)	673																																																													
割賦売掛金	204,536																																																													
流動資産(その他)	9,020																																																													
計	214,230																																																													
科 目	金 額																																																													
短期借入金	26,055																																																													
長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)	102,119																																																													
流動負債(その他)	57,600																																																													
計	185,774																																																													
科 目	金 額																																																													
現金及び預金 (定期預金)	683																																																													
割賦売掛金	204,480																																																													
流動資産(その他)	7,364																																																													
計	212,528																																																													
科 目	金 額																																																													
短期借入金	34,925																																																													
長期借入金 (1 年以内返済予定分を含む)	94,191																																																													
流動負債(その他)	55,500																																																													
計	184,616																																																													
<p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 5,236 百万円</p>	<p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 4,625 百万円</p>	<p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 4,474 百万円</p>																																																												
<p>4. 偶発債務 (1)保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高 271,871 百万円 (2)従業員借入残高 1,815 百万円</p>	<p>4. 偶発債務 (1)保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高 227,148 百万円 (2)従業員借入残高 1,312 百万円</p>	<p>4. 偶発債務 (1)保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高 248,039 百万円 (2)従業員借入残高 1,658 百万円</p>																																																												
<p>5. ローンカードおよびクレジットカードに附帯するカードキャッシングにおける貸出未実行残高は 847,935 百万円であります。 なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社が任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。</p>	<p>5. ローンカードおよびクレジットカードに附帯するカードキャッシングにおける貸出未実行残高は 1,053,473 百万円であります。 なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社が任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。</p>	<p>5. ローンカードおよびクレジットカードに附帯するカードキャッシングにおける貸出未実行残高は 930,264 百万円であります。 なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社が任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。</p>																																																												

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前事業年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)																																										
1. 減価償却実施額 有形固定資産 331百万円 無形固定資産 958	1. 減価償却実施額 有形固定資産 250百万円 無形固定資産 881	1. 減価償却実施額 有形固定資産 475百万円 無形固定資産 1,883																																										
2. 部門別取扱高 (単位:百万円)	2. 部門別取扱高 (単位:百万円)	2. 部門別取扱高 (単位:百万円)																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>62,140 (62,015)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>94,449 (88,047)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>234,589 (207,723)</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>90,904 (90,904)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>284,980</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>767,064</td> </tr> </tbody> </table>	部 門	金 額	総合あっせん	62,140 (62,015)	個品あっせん	94,449 (88,047)	信用保証	234,589 (207,723)	融資	90,904 (90,904)	その他	284,980	計	767,064	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>72,934 (72,764)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>90,761 (84,891)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>234,918 (207,768)</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>95,238 (95,238)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>337,353</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>831,206</td> </tr> </tbody> </table>	部 門	金 額	総合あっせん	72,934 (72,764)	個品あっせん	90,761 (84,891)	信用保証	234,918 (207,768)	融資	95,238 (95,238)	その他	337,353	計	831,206	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 門</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>130,185 (129,900)</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>186,407 (173,914)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>481,675 (426,570)</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>167,509 (167,509)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>578,613</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,544,391</td> </tr> </tbody> </table>	部 門	金 額	総合あっせん	130,185 (129,900)	個品あっせん	186,407 (173,914)	信用保証	481,675 (426,570)	融資	167,509 (167,509)	その他	578,613	計	1,544,391
部 門	金 額																																											
総合あっせん	62,140 (62,015)																																											
個品あっせん	94,449 (88,047)																																											
信用保証	234,589 (207,723)																																											
融資	90,904 (90,904)																																											
その他	284,980																																											
計	767,064																																											
部 門	金 額																																											
総合あっせん	72,934 (72,764)																																											
個品あっせん	90,761 (84,891)																																											
信用保証	234,918 (207,768)																																											
融資	95,238 (95,238)																																											
その他	337,353																																											
計	831,206																																											
部 門	金 額																																											
総合あっせん	130,185 (129,900)																																											
個品あっせん	186,407 (173,914)																																											
信用保証	481,675 (426,570)																																											
融資	167,509 (167,509)																																											
その他	578,613																																											
計	1,544,391																																											
( )内の金額は、元本取扱高であります。	( )内の金額は、元本取扱高であります。	( )内の金額は、元本取扱高であります。																																										

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前事業年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																								
1. 借手側 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 (単位:百万円)	1. 借手側 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 (単位:百万円)	1. 借手側 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (単位:百万円)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>2,299</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,369</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>929</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	器具備品	取得価額相当額	2,299	減価償却累計額相当額	1,369	中間期末残高相当額	929	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>4,783</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,171</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>2,612</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	器具備品	取得価額相当額	4,783	減価償却累計額相当額	2,171	中間期末残高相当額	2,612	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>4,731</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>1,791</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>2,939</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	器具備品	取得価額相当額	4,731	減価償却累計額相当額	1,791	期末残高相当額	2,939
科 目	器具備品																									
取得価額相当額	2,299																									
減価償却累計額相当額	1,369																									
中間期末残高相当額	929																									
科 目	器具備品																									
取得価額相当額	4,783																									
減価償却累計額相当額	2,171																									
中間期末残高相当額	2,612																									
科 目	器具備品																									
取得価額相当額	4,731																									
減価償却累計額相当額	1,791																									
期末残高相当額	2,939																									
(2)未経過リース料中間期末残高相当額 (単位:百万円)	(2)未経過リース料中間期末残高相当額 (単位:百万円)	(2)未経過リース料期末残高相当額 (単位:百万円)																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>406</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>577</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>983</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	406	1年超	577	合 計	983	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>756</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,899</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,655</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	756	1年超	1,899	合 計	2,655	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>842</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,175</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,018</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	842	1年超	2,175	合 計	3,018						
1年以内	406																									
1年超	577																									
合 計	983																									
1年以内	756																									
1年超	1,899																									
合 計	2,655																									
1年以内	842																									
1年超	2,175																									
合 計	3,018																									
(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位:百万円)	(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位:百万円)	(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位:百万円)																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>224</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	261	減価償却費相当額	224	支払利息相当額	33	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>454</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>61</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	510	減価償却費相当額	454	支払利息相当額	61	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>905</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>799</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>113</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	905	減価償却費相当額	799	支払利息相当額	113						
支払リース料	261																									
減価償却費相当額	224																									
支払利息相当額	33																									
支払リース料	510																									
減価償却費相当額	454																									
支払利息相当額	61																									
支払リース料	905																									
減価償却費相当額	799																									
支払利息相当額	113																									
(4)減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(4)減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 同 左 同 左	(4)減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 同 左 同 左																								

前中間会計期間 (自平成14年 4月 1日 至平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自平成15年 4月 1日 至平成15年 9月30日)	前事業年度 (自平成14年 4月 1日 至平成15年 3月31日)																								
2. 貸手側 (1) 固定資産に含まれるリース物件の 取得価額、減価償却累計額及び中 間期末残高 (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>貸与資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>2,555</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高</td> <td>555</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	貸与資産	取得価額	2,555	減価償却累計額	2,000	中間期末残高	555	2. 貸手側 (1) 固定資産に含まれるリース物件の 取得価額、減価償却累計額及び中 間期末残高 (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>貸与資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>1,342</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>1,097</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高</td> <td>245</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	貸与資産	取得価額	1,342	減価償却累計額	1,097	中間期末残高	245	2. 貸手側 (1) 固定資産に含まれるリース物件の 取得価額、減価償却累計額及び期 末残高 (単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>貸与資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>1,509</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>1,158</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	貸与資産	取得価額	1,509	減価償却累計額	1,158	期末残高	350
科 目	貸与資産																									
取得価額	2,555																									
減価償却累計額	2,000																									
中間期末残高	555																									
科 目	貸与資産																									
取得価額	1,342																									
減価償却累計額	1,097																									
中間期末残高	245																									
科 目	貸与資産																									
取得価額	1,509																									
減価償却累計額	1,158																									
期末残高	350																									
(2) 未経過リース料中間期末残高相当 額 (単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>1 年 超</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>514</td> </tr> </tbody> </table>	1 年 以 内	311	1 年 超	202	合 計	514	(2) 未経過リース料中間期末残高相当 額 (単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>1 年 超</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>232</td> </tr> </tbody> </table>	1 年 以 内	145	1 年 超	86	合 計	232	(2) 未経過リース料期末残高相当額 (単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>1 年 超</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>325</td> </tr> </tbody> </table>	1 年 以 内	208	1 年 超	116	合 計	325						
1 年 以 内	311																									
1 年 超	202																									
合 計	514																									
1 年 以 内	145																									
1 年 超	86																									
合 計	232																									
1 年 以 内	208																									
1 年 超	116																									
合 計	325																									
(3) 受取リース料、減価償却費及び受 取利息相当額 (単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>263</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>	受取リース料	263	減価償却費	180	受取利息相当額	23	(3) 受取リース料、減価償却費及び受 取利息相当額 (単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	受取リース料	123	減価償却費	100	受取利息相当額	9	(3) 受取リース料、減価償却費及び受 取利息相当額 (単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取リース料</td> <td>421</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>	受取リース料	421	減価償却費	176	受取利息相当額	37						
受取リース料	263																									
減価償却費	180																									
受取利息相当額	23																									
受取リース料	123																									
減価償却費	100																									
受取利息相当額	9																									
受取リース料	421																									
減価償却費	176																									
受取利息相当額	37																									
(4) 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の 合計額からリース物件の購入価 額を控除した額を利息相当額と し、各期への配分方法につい ては、利息法によっております。	(4) 利息相当額の算定方法 同 左	(4) 利息相当額の算定方法 同 左																								
オペレーティング・リース取引 1. 借手側 未経過リース料 (単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>1 年 超</td> <td>2,654</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,938</td> </tr> </tbody> </table>	1 年 以 内	284	1 年 超	2,654	合 計	2,938	オペレーティング・リース取引 借手側 未経過リース料 (単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>1 年 超</td> <td>2,370</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,654</td> </tr> </tbody> </table>	1 年 以 内	284	1 年 超	2,370	合 計	2,654	オペレーティング・リース取引 借手側 未経過リース料 (単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>1 年 超</td> <td>2,512</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,796</td> </tr> </tbody> </table>	1 年 以 内	284	1 年 超	2,512	合 計	2,796						
1 年 以 内	284																									
1 年 超	2,654																									
合 計	2,938																									
1 年 以 内	284																									
1 年 超	2,370																									
合 計	2,654																									
1 年 以 内	284																									
1 年 超	2,512																									
合 計	2,796																									
2. 貸手側 未経過リース料 (単位：百万円) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1 年 超</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	1 年 以 内	0	1 年 超	0	合 計	0																				
1 年 以 内	0																									
1 年 超	0																									
合 計	0																									

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |                         |  |                            |
|-------------------------|--|----------------------------|
| (1) 臨時報告書               | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(提出会社の代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。                                       | 平成15年 5月 28日<br>関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書<br>及びその添付書類 | (事業年度 自 平成14年 4月 1日<br>(第47期) 至 平成15年 3月 31日)  | 平成15年 6月 30日<br>関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書               | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定[提出会社(連結会社)の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合]に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年 8月 8日<br>関東財務局長に提出。  |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 中間監査報告書

平成14年12月16日

株式会社 ア プ ラ ス

取締役社長 杉 山 淳 二 殿

朝 日 監 査 法 人

代表社員  
関与社員 公認会計士 戸 奈 常 光

代表社員  
関与社員 公認会計士 日 根 野 谷 正 人

関与社員 公認会計士 脇 田 勝 裕

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社アプラス及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月11日

株式会社 ア プ ラ ス  
取締役会 御 中

朝 日 監 査 法 人

代表社員  
関与社員 公認会計士 山下 幸一

代表社員  
関与社員 公認会計士 日根野谷 正人

関与社員 公認会計士 脇田 勝裕

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプラス及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、当社（半期報告書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 中間監査報告書

平成14年12月16日

株式会社 ア プ ラ ス

取締役社長 杉 山 淳 二 殿

朝 日 監 査 法 人

代表社員  
関与社員 公認会計士 戸 奈 常 光

代表社員  
関与社員 公認会計士 日 根 野 谷 正 人

関与社員 公認会計士 脇 田 勝 裕

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第47期事業年度の中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社アプラスの平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月11日

株式会社 ア プ ラ ス  
取締役会 御 中

朝 日 監 査 法 人

代表社員  
関与社員 公認会計士 山下 幸一

代表社員  
関与社員 公認会計士 日根野谷 正人

関与社員 公認会計士 脇田 勝裕

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第48期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプラスの平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、当社（半期報告書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。